

金田地区体育振興会規約

- 第 1 章 名称及び事務所
- 第 1 条 この会は平塚市金田地区体育振興会という。
- 第 2 条 この会の事務所は会長宅におく。
- 第 2 章 目的及び事業
- 第 3 条 この会は金田地区内における体育の普及、振興ならびにその発展向上を図り、健康で明るい社会の実現につとめることを目的とする。
- 第 4 条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 地区内の体育団体、体育愛好グループの育成促進。
 - (2) 各種体育大会の開催並びに参加。
 - (3) レクリエーション大会、その他計画事業、行事。
 - (4) 健全娯楽として地区民相互の親睦を図るに適切な行事。
 - (5) その他、目的達成に必要な事項。
- 第 3 章 組 織
- 第 5 条 この会の会員は老若男女を問わず金田地区に在住する全ての市民とする。
- 第 4 章 役 員
- 第 6 条 この会に次の役員を置く。
会長 1 名 副会長 2 名 会計 1 名 事務局 2 名 庶務 5 名（以上を本部役員とする。）
会計監査 2 名 理事若干名 顧問若干名 スポーツ推進委員若干名
- (1) 理事は各自治会会長の推薦による。スポーツ種目団体の代表はその団体より推薦される。
 - (2) 会長、副会長は推薦委員会をもって推薦する。
 - (3) 事務局、会計、庶務、は理事会で推薦する。
 - (4) 会計監査は理事の互選とする。
 - (5) スポーツ推進委員は会長の推薦をもって選出する。
 - (6) 推薦委員会は理事（各地区毎に1名互選をもって選出）をもって構成し、必要に応じて顧問（この会の前会長）を加える。
- 第 7 条 役員職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し必要に応じ会務を代行する。
 - (3) 庶務は本会の中核として企画立案及び事業運営にあたる。
 - (4) 理事は本会の企画に助言をなし運営に協力する。
 - (5) 顧問は本会の諮問に応じ意見を述べ会の後援にあたる。
 - (6) スポーツ推進委員は市から委嘱を受け、本会の理事としていずれの会議にも出席し、また実技指導をする。
 - (7) 会計は経理を把握し、予算に基づいて会計事務を処理し、会計監査は会の経理を監査し意見を附して総会に報告する。
 - (8) 事務局は会議及び各事業、その他の記録をする。
- 第 8 条 役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。欠員を生じた場合前任者の残任期間とする。
- 第 5 章 会 議
- 第 9 条 会議は次のとおりとする。
- (1) 総会は年1回会長が招集する。又、必要に応じ臨時に開催する事が出来る。
 - (2) 本部役員会、理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 第 6 章 会 計
- 第 10 条 この会の経費は助成金、寄付金、自販機、その他の収入を持ってこれに当てる。
- 第 11 条 会計年度は毎年4月1日から3月31日迄とする。
- 第 12 条 本会の事業施行に関し、必要な規定は役員会の決議を経て別にこれを定める。

附 則 この会の規約は昭和55年4月より施行する。

改 訂 平成4年4月より施行する。

改 訂 平成15年3月30日より施行する。

改 訂 平成18年4月9日より施行する。